

平成23年度印西地区ごみ処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成23年度印西地区ごみ処理実施計画を次のとおり定める。

1. 総則

(1)趣旨

この印西地区ごみ処理実施計画(以下「計画」という。)は、平成21年3月に策定した印西地区ごみ処理基本計画の推進及び実施のために必要な平成23年度のごみの減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2. 計画の期間及び区域

(1)計画期間

この計画の期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(2)計画区域

印西市、白井市、栄町の全域とする。

一般廃棄物(資源物含む)の排出量の見込み (単位:t)

区 分	家庭系※1	事業系※2	合 計
燃やすごみ	30,619	10,041	40,660
燃やさないごみ	1,216	58	1,274
粗大ごみ	1,671	175	1,846
資源物	8,400	0	8,400
計	41,906	10,274	52,180

○印西地区環境整備事業組合(以下「組合」という。)平成23年度推計ごみ量で、次のものが対象となる。

※1:家庭系とは、組合及び栄町が収集運搬主体となり、収集運搬する一般廃棄物及び排出者が自ら印西クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物。

※2:事業系とは、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、印西クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物及び排出者が自ら印西クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物。

※構成市町の自治会・子供会・PTA 等による資源物集団回収量を除く。

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	焼却	組合(直営)	埋め立て
	栄町(委託)排出者				
燃やさないごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	破砕(破砕後、鉄類は回収・可燃残渣は焼却・不燃残渣は埋め立て)	組合(直営)	埋め立て
	栄町(委託)排出者				
粗大ごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	破砕(破砕後、鉄類は回収・可燃残渣は焼却・不燃残渣は埋め立て)	組合(直営)	埋め立て
	栄町(直営)排出者				
資源物	組合(委託) 栄町(委託)	組合(委託) 栄町(委託)	資源化	—	—
有害ごみ	組合(委託)	組合(委託)	資源物抽出型無害化処理	組合(委託)	埋め立て
	栄町(委託)				

※中間処理の主体について、資源物のうち、ビン、缶、ペットボトル及び容器包装プラスチックは、組合(委託)とする。

※中間処理の主体について、資源物のうち布類及び紙類は、資源化業者とする。

※有害ごみは、使用済み乾電池、使用済み蛍光灯、水銀入り温度計類とする。

※白井市の使用済み乾電池は拠点回収し白井市直営で収集運搬する。

※栄町の使用済み乾電池は一部拠点回収し栄町直営で収集運搬する。

家庭から排出されるごみは、分別収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出については、分別区分への適正排出の遵守及び組合指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。なお、栄町はごみの排出抑制を図るため有料制を導入していることから、独自の指定袋、指定シールを使用する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者 排出者	組合(直営)	焼却・破砕・資源化等	組合(直営)	埋め立て
		許可業者 排出者	焼却・資源化等	許可業者 排出者	埋め立て

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量及び適正な分別に努め、資源化に協力することとし、組合構成市町が許可した一般廃棄物収集運搬業者を活用するなどして、一般廃棄物については組合の処理施設又は一般廃棄物処分業の許可を受けた民間の中間処理施設で処理を行うこととする。

(3) 災害に伴って排出される一般廃棄物

災害に伴って排出されるごみは、構成市町と協力の上、適正処理に努めることとする。

4. ごみ処理実施計画

印西地区ごみ処理基本計画(平成20年度策定)の基本理念「循環型社会の形成～持続可能な社会の実現を目指して～」に基づき、構成市町と協力の上、次の排出抑制のための取り組みを実施する。

【発生抑制のための取り組み】

<家庭での取り組み>

- (1) ライフスタイル転換促進事業
- (2) マイバッグ運動推進事業
- (3) 生ごみ減量・資源化事業
- (4) 資源化推進事業

<事業所での取り組み>

- (1) エコショップ等推進事業
- (2) 事業系ごみ減量・推進化事業

【再利用のための取り組み】

- (1) 不用品再利用促進事業
- (2) 粗大ごみリサイクル事業

【再生利用のための取り組み】

- (1) 資源回収運動推進事業
- (2) 廃食油資源化事業
- (3) クリーンセンターから排出される資源物の活用

5. 収集運搬計画

(1) 収集運搬の概要

家庭系ごみについては別表のとおりとする。

なお、印西クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領に規定する印西クリーンセンター受入基準に従うものとする。

事業系ごみについては、排出者責任により、事業者自らあるいは収集運搬許可業者への委託によることとする。

別表

(単位:t)

	種 類	収集運搬主体	収集回数	収集方法	収集量(t)	主な搬入先
家庭系ごみ	燃やすごみ	組合(委託)	週2回	指定袋によるステーション方式(栄町は有料制)	30,619	印西クリーンセンター
	燃やさないごみ	栄町	月2回	指定袋によるステーション方式(栄町は有料制)	1,216	印西クリーンセンター
	粗大ごみ		随 時	戸別収集方式(集合住宅は集積所収集)(白井市・栄町は有料制)	1,671	印西クリーンセンター
	資源物		週1回	麻袋又は網袋によるステーション方式(ビン・缶・ペットボトル)、指定袋によるステーション方式(プラスチック製容器包装)、ひもで結束による品目ごとのステーション方式(紙類)、透明な袋又は指定袋によるステーション方式(布類)	8,400 (ビン 1,170) (缶 631) (ペットボトル 504) (プラスチック製容器包装 1,565) (紙 4,106) (布 424)	民間中間処理施設
	計	—	—	—	41,906	—
事業系ごみ	燃やすごみ	事業者又は許可業者	/	許可業者による事業所別収集方式または自己搬入	10,041	印西クリーンセンター
	燃やさないごみ				58	民間中間処理施設
	粗大ごみ				175	
	資源物				—	
	計	—	—	—	10,274	—

(2) 収集しない一般廃棄物

収集しない一般廃棄物は、「印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領第4条第3項別表の印西クリーンセンター受入基準別表-1の2. 受入れできないごみ」とする。

排出方法は次のとおりとする。

① 特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)対象機器

家電リサイクル法対象機器は排出者が購入した小売業者、若しくは買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するなどして再資源化を図るものとする。

② 廃パーソナルコンピューター

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、パソコンを製造する事業者または自ら輸入したパソコンを販売する者に回収を申し込むものとする。回収する者がいない使用済みパソコン(自作パソコン、倒産したメーカーのパソコンなど)は、「一般社団法人 パソコン3R推進協会」に回収を申し込むものとする。

③ 廃二輪自動車(50ccを超えるもの)は、国内二輪メーカー及び輸入事業者の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店または指定引取り窓口を持ち込むものとする。

④ 廃消火器は、廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店を持ち込むものとする。

⑤ 注射針等は、感染性廃棄物として医療機関または保険薬局などに持ち込むものとする。

⑥ その他の収集しない一般廃棄物は排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行うものとする。

6. 中間処理計画

燃やすごみは、印西クリーンセンターで焼却し、燃やさないごみや粗大ごみは、破碎選別を行い、金属類を回収する。

資源物は、民間の資源中間処理施設で、選別、圧縮、梱包を行う。

(1) 施設の概要

処理対象	名称	所在地	処理能力	処理方式等
燃やすごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚1丁目1番地1	300t/日 (100t×3炉)	全連続燃焼式焼却炉 ・焼却処理(可燃系粗大ごみは破碎後焼却処理)する。
燃やさないごみ・粗大ごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚1丁目1番地1	50t/日	横型回転式破碎機 ・手選別後有価物は売却、不燃系粗大ごみは破碎処理する。

資源物	ビン	民間中間処理施設	・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの再商品化業者に引き渡す。栄町は独自ルートで処理する。
	缶	民間中間処理施設	・選別圧縮後売却
	ペットボトル	民間中間処理施設	・選別圧縮後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの再商品化業者に引き渡す。
	プラスチック製容器包装	民間中間処理施設	・選別圧縮後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの再商品化業者に引き渡す。

※紙・布類は、直接売却する。

(2) 計画処理量

施設名	種類	計画処理量 (単位:t)
印西クリーンセンター	燃やすごみ	40,660
	燃やさないごみ・粗大ごみ	3,120
民間中間処理施設	資源物	3,870
	ビン	1,170
	缶	631
	ペットボトル	504
	プラスチック製容器包装	1,565

7. 最終処分計画

印西クリーンセンターで処理した焼却灰及び破碎残渣は、次の最終処分場に埋立処分する。

(1) 施設の概要

名称	所在地	処理能力	処理方式
印西地区一般廃棄物 最終処分場	印西市岩戸 3630	埋立面積 5,390 m ²	セル方式
		埋立容量 402,200m ³	
		埋立可能容量 197,000m ³ (中間覆土除く)	
		残余容量 131,175m ³	

(2) 計画処理量

施設名	種類	計画処理量 (単位:t)
印西地区一般廃棄 物最終処分場	焼却灰	5,077
	不燃残渣	578

8. 一般廃棄物処理業

(1) 収集運搬業

許可者	許可数	備 考
印西市	28	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器を除く。 13 ・紙くず、おむつに限る。 1 ・刈草に限る。 1 ・刈草、剪定枝及び稲わらに限る。 1 他 12
白井市	18	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器を含む。 3 ・植栽ごみ、食品残渣に限る。 1 ・食品残渣に限る。 1 ・焼却灰に限る。 1 ・実験動物死体に限る。 1 他 11
栄町	6	<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物に限る。 1 他 5

※収集運搬許可は、現行の許可業者にて対応できることから、新規の許可は認めないものとする。
ただし、管轄する市町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(2) 処分業

許可者	許可数	備 考
印西市	10	<ul style="list-style-type: none"> ・刈草、剪定枝等の堆肥化。 6 ・食品残渣の堆肥化。 1 ・紙くず、紙おむつ等の焼却 1 他 2
白井市	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル、ビン、缶処分 1 ・食品残渣、バイオマスガス化発電等 1
栄町	2	<ul style="list-style-type: none"> ・食品残渣、刈草、剪定枝等の堆肥化。 1 ・ペットボトル処分 1